

議第163号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

1 概要

一般県道宮ノ口瀬戸線の道路用地及び公共施設用地として、広島県及び倉橋町（現呉市）が公有水面の埋立てを行い、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に基づき工事のしゅん功が認可されたことから、当該新たに生じた土地を確認し、あわせて隣接する字の区域に編入するものです。

2 区域

新たに生じたことを確認する土地の位置及び面積、生じた理由並びにこれらを編入する字の区域は、次の表のとおりです。

確認する土地			新たに土地の生じた理由	編入する字
番号	位置	面積		
①	呉市倉橋町字鹿島西郷17741の4に接する里道から17720に接する里道に至る地先	746.49 m ²	公有水面埋立法第22条第1項の規定による埋立てに関する工事のしゅん功認可	呉市倉橋町字鹿島西郷
②	呉市倉橋町字鹿島東郷17974に接する里道から17793の1に接する里道に至る地先	1,792.20 m ²		

3 位置図

S = 1 : 30,000



S = 1 : 10,000

